

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-2

支出元府省	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
内閣府	平良港みなとカメラ設置検討業務 平良港湾事務所 R2.9.15～ R3.3.12 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官沖繩総合事務局平良港湾事務所長 與那覇健次 宮古島市平良字西里7-21	令和2年9月14日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3丁目3番5号	7010405000967	予算決算及び会計令第102条の4第3号  業務の実施に当たっては、①最適なカメラ設置箇所、②最適な機器性能、③設置及び維持管理費用の低減について十分に検討を行う必要があり、カメラ装置や通信機器に関する専門的な知識及び高度な技術力を要する。よって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が優れた成果を期待できると想定されるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(総合評価型)を選定した。 「プロポーザル方式に準じた方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(府開管理第590号平成14年8月1日)に基づき、沖縄総合事務局平良港湾事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、(公社)日本港湾協会の提案は、優れた技術者を配置予定としているとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本調査の内容を十分理解し、求める調査の必要性・重要性に対し満足する調査を行えることが高く評価され、最適な履行の能力を有すると判断された。よって、(公社)日本港湾協会が本調査を遂行できる唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102号の4第3号に基づき随意契約を行うものである。	15,123,462	15,070,000	99.6%	-	公社	国認定	1	本業務は、平良港における直轄工事の施工状況や災害時の被災状況を速やかに入手するための最適な監視カメラの設置及びその映像を事務所等まで伝達するシステムの検討調査及び実施設計を行うものである。本業務の検討においては、施設の管理、港湾工事の施工及び災害時における対応等幅広い知識及び経験を要するものである。 また、当該支出に係る契約においては、簡易公募型プロポーザル方式の導入により競争性を高める取り組みを実施している。 今後においても、引き続き仕様内容の見直しや参加要件の緩和等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。